

上毛町通学路安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成28年4月

上毛町通学路安全推進協議会

1 目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁合同による通知「通学路の交通安全の確保の徹底」が出されました。地域ごとの通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本方針を策定するとともに、継続した取組を行うために協議会等の推進体制を構築することが示されました。これを受けて、本町では、学校、保護者、地域、道路管理者、警察、教育委員会が連携して通学路の安全確保に取り組む体制を構築し、各小学校の通学路において関係機関と連携して通学路の安全確保を図っていくことを目的とします。

2 通学路安全推進協議会の設置

関係機関が連携して通学路の安全対策を実施するため「上毛町通学路安全推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置します。

推進協議会では、通学路の安全対策を講じるにあたって必要な情報等を交換し、協議した上で、必要に応じて合同点検を行ないます。関係機関が連携し本プログラムに沿った通学路の安全対策を着実に実施します。

【上毛町通学路安全推進協議会委員】

- ・道路関係者 京築県土整備事務所 道路課
豊前警察署 交通課
上毛町役場 建設課
- ・学校関係者 町内小中学校長会会長
上毛町PTA連絡協議会会長
スクールガードリーダー

【事務局】

- ・上毛町教育委員会 教務課 学務係

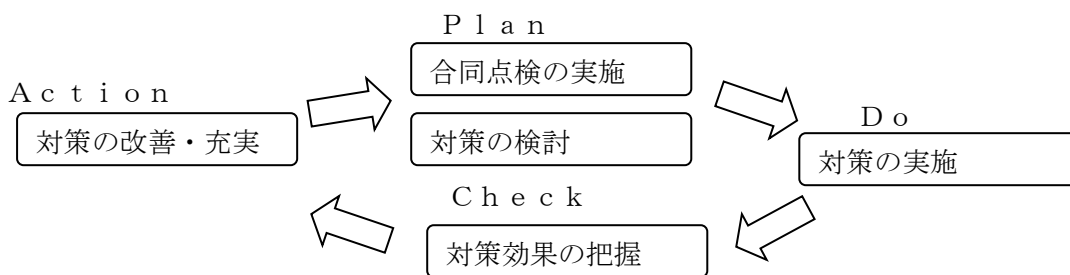
3 取組内容

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続的に実施するとともに、対策実施後の効果把握を行ない、対策の改善・実施を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDC Aサイクル】



(2) 合同点検の実施

- ア 各小中学校で教職員やP T A等が通学路の安全点検を行ない、その結果を上毛町通学路安全推進協議会事務局（上毛町教育委員会 教務課内）で集約します。
- イ 集約した危険箇所の内容を、推進協議会で共有します。
- ウ 推進協議会の中で、対策案を協議するとともに、現地確認等が必要と判断された危険箇所については、必要に応じて合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等、その内容に応じた具体的な対策案を検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、期待した効果が上がっているか対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。